公　告

諸事項

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３１５３号
東京都中野区上高田５丁目22―15　ライフピア哲学堂Ａ―102
破産者　西田　悦郎
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１６１号
東京都八王子市台町４丁目36―Ａ―407
破産者　松本由紀子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６２９号
埼玉県蕨市北町４丁目４番22号
破産者　有限会社菅原昭工務店
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２３号
千葉県我孫子市南新木４丁目13番地の９
破産者　株式会社ｅ．ｍ．ジャパン
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２４号
千葉県我孫子市南新木４丁目13番地の９
破産者　津原　　章
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１５号
千葉県松戸市松戸新田字山中392番地２　ユーキマンション１Ｆ
破産者　有限会社アルバトロス
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２３９２号
千葉県野田市三ツ堀306
破産者　相馬谷正志
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９号
金沢市鞍月４丁目150番地
破産者　ひかりホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
長野県上高井郡小布施町大字小布施618番地７
破産者　株式会社イッサツアーズ
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
岐阜県多治見市市之倉町７丁目175番地の146
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第９０号
愛知県春日井市高蔵寺町８丁目1926―147　鹿乗グリーンハイツ403―１、開始決定時の住所岐阜県多治見市市之倉町７丁目175番地の146
破産者　安藤　克己
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第８号
岐阜県多治見市笠原町595番地の１
破産者　大野　乙彦
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９号
名古屋市守山区元郷２丁目201番地
破産者　有限会社ダイコーサービス
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１１号
岐阜県土岐市駄知町1752番地の５
破産者　加藤　貞子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１２号
岐阜県土岐市駄知町1752番地の５
破産者　加藤　清隆
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３号
岐阜県土岐市駄知町1752番地の５
破産者　加藤万紀子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９２０号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番15号
破産者　有限会社ベビーフェイス
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００３号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―902号
破産者　有限会社寧地屋
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０８号
大阪市東成区大今里南１丁目２番12号
破産者　角由工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９号
大阪府富田林市若松町西１丁目1850、商業登記簿上の本店所在地大阪府富田林市若松町東２丁目３―33
破産者　株式会社川崎工務店
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
北九州市八幡西区小嶺３丁目11番６号
破産者　有限会社勝弥設備
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部